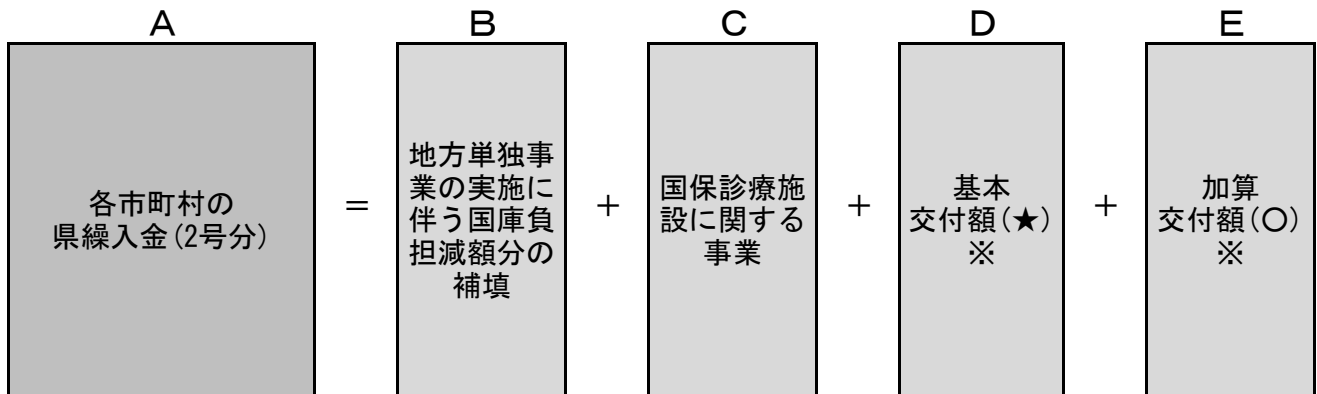


## 納付金及び標準保険料率算定における 平成31年度分県繰入金(2号分)の推計方法について



### ①仮係数を用いた算定時

A(県合計額):平成31年度推計における1%相当分とする。

B:平成30年度分の確定係数による納付金算定における、「地方単独事業の減額調整分」

C:平成29年度実績額とする。

D:平成29年度実績額とする。

E:A-(B+C+D)(県合計額)からE(県合計額)を算出し、平成29年度の交付実績割合(当該市町村のポイント数×被保険者数/県全体のポイント数×被保険者数)に応じて按分した額とする。

### ②確定係数を用いた算定時 詳細検討中

※

#### ★医療費適正化に関する事業

- レセプト点検に関する事業
- 医療費通知に関する事業
- 特定健診・保健指導
- 保健に関する事業
- その他医療費適正化に関する事業

#### ★保険料(税)適正賦課及び収納率向上に関する事業

- 賦課の適正化に関する事業
- 賦課割合の平準化に関する事業
- 収納率の向上に関する事業
- 滞納処分等の実施に関する事業

#### ★適用の適正化に関する事業

- 適用の適正化に関する事業
- 退職被保険者、被扶養者の適正化に関する事業
- 国民健康保険被保険者証の交付に関する事業

平成30年度の県繰入金2号分の  
交付基準については、別途今年度  
秋を目安にお示しする予定。

左記は平成29年度の交付基準。